氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 生			――他介介特有般般の護護別料	病棟係を老養老人養人護人	(自院) 原性 院保健 人	記以外記の急 記の療を 施設 施設ホープ	トの急 独性其 を担う	急性期 胡病棋	,載) 明病院 東から 医療機(	の転札	東)		)	一他介介特有	般の護護別料病医老養老	東(急 東(急 東 東 東 東 展 長 展 そ と		病棟 医療 と よ	への!	転院∙	転棟) 医療材		の一般:	病棟以	(外)
【留意事項】 療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・AI		う等に		評価票						て毎日	3評価	を行		死 含者σ		像に	応じて	て、該	当す	る区分	うに「(	O」をi	記入す	- ること	:。その
際、該当する全ての項目に記載すること。 また、頻度が定められてい <b>I 算定期間に限りがある区分</b>	よい項	.日ICT	),,(	こはな	1210	ノ」を	記入	9 0	_ <b>と</b> 。																
処置等に係る医療区分3     期間       1     24時間持続しての点滴	_	1	2	3 4	5	6	7 ]	8	9 10	0 11	12 	13	14 15	16	17	18	19 20	0 21	22 	23 2	24 25	5 26	27 2 1	29 	30 31
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	=	H						H		╬			╁				╬	╬			늄			$\exists \exists$	버는
対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内に実施するものに限る。)    疾患・状態に係る医療区分2   期間		1	∟ 2	3 4	 · 5	6	J∐ 7	8	9 10	] <u> </u> 0 11	] 12	13	14 15	16	17	18	19 20	」 D 21	] 22	23 2	 24 25	] [] 5 26	1∐∐ 27 2	 28 29	30 31
3 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態 7	_																								
処置等に係る医療区分2 期間	_	1	2	3 4	5	6	7	8	9 10	0 11	12	13	14 15	16	17	18	19 20	0 21	22	23 2	24 25	j 26	27 2	28 29	30 31
4     尿路感染症に対する治療     14       5     傷病等によりリハビリテーション     30	=		<u> </u>	<u> </u>					_ _	╬		_  _	_			<u> </u>	<u> </u>	╢			ᆜ⊢	壯		井	片는
6 81、かつ、83の場合 7	=							Ш		忙			╁				╬	╁			╁	卌	ÍH	$\exists \exists$	버는
7 82、かつ、83の場合 3	Ī																	Ī	$\prod$		ĪĒ				
8 せん妄に対する治療 7	$\frac{1}{4}$		_	4					_ _	] _						_  _	_ _	][_	Щ		<u>_</u>				
9     84、かつ、82又は83の場合     7       10     頻回の血糖検査     3	_   		<u> </u>	<u> </u>	<u>                                     </u>				<u> </u>	╬			╬			L	<u> </u>	╬			뉴	壯	í∐∐L 1⊟⊟	井	
□ 「リングスログル 「 「 「 「 「 「				_		<u> </u>	<u> </u>			J‼∟_ - <b>-</b>	. <u></u> -	_::		J!L				J!L_	<u></u> -				·		
エ 昇足が同に成りがない。 疾患・状態に係る医療区分3	☆																								
11 スモン	] [	]																							
12 注1を参照	ŢĽ	] _ <u>1</u> _	2	3 4	5	6	7	8	9 10	0 11	12	13	14 <u>15</u>	16	17	18	19 20	0 21	22	23 2	<u>24 25</u>	<u> 26</u>	27 2	<u>28 29</u>	30 31
13 86に該当、かつ、1~40(13を除く。)に1項目以上該当する場合	_	Ų	_[		لِـالـ		لَـال				الا	[		J L					لاًا				اللا		
処置等に係る医療区分3 期間 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、 症性態度患 短眼底縁難 治ル管療法 (ナトを使眠みを有する患者を対象ナナス場合)	_		2   	3 4	5	6 	, 	8	9 10	0 11	12 ][[	13	14 15	16	17 	18	19 20	7	22 ][]	23 2	24 25	7 26	27 2 	28 29	30 31
14 症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合) 15 人工呼吸器の使用	-		_ L	<u> </u>						╬	ı∟  	<u> </u>				<u> </u>		╬			뉴			ᆜᆜ	
16 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄	Í									╬	ا لــــا نـــــــا 							╗	 ]∏		뉴			$\exists \exists$	
17 85、かつ、83の場合	j						i⊟			jE								jĖ			jĖ				
18 酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る。)	j																								
19 感染症の治療の必要性から隔離室での管理																									
疾患・状態に係る医療区分2	_ ☆	1																							
20 筋ジストロフィー       21 多発性硬化症	┧늗	] ]																							
22 筋萎縮性側索硬化症	╡늗	]																							
23 パーキンソン病間連携患を通行性核上性麻痹、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がファーグ3以上であって生活機能制蓄度が10度又は11度の対抗に限る。))		j																							
24 その他の指定難病等 (11及び20~23までを除く。)		]																							
25 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)		]																							
26 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。)	닠닏	]																							
27       注2を参照         28       基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者	┧┝	] ]																							
29 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)	┙└ ┐		2	3 4	5	6	7	8	9 10	0 11	12	13	14 15	16	17	18	19 20	0 21	22	23 2	24 25	26	27 2	28 29	30 31
30 他者に対する暴行が毎日認められる場合	1									計								il			╗	詽		$\exists \Box$	버는
処置等に係る医療区分2	_ ☆					'				-'				'   '								-			
中心静脈栄養(広対性腹膜炎、腸閉塞、難治性頭吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性 31 腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄 養を開始した日から30日を起えて実施するものに限る。)																									
32 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法		]	2	, .	F		7	0	0 1		10	12	14 15	10	17	10	10 0	n i o-	00	22 -	24 0"		07 1		20   01
33 肺炎に対する治療	]					Ů			J 10	֓֓֞֓֞֓֞֓֓֓֓֞֓֓֓֓֡֡֓֓֡֡			15			16	20	֓֟֓֓֓֓֓֓֓֓֟֟֓֓֓֓֓֓֓֟֟֓֓֓֓֓֟֟֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓				֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓֓			31
34 構像に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は構備が2ヵ所以上に認められる場合に限る。)	]		$\Box$	4																	<u> </u>				
35 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療			<u> </u>	<u> </u>			片		<u> </u>	╢		<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>			뷰			ᆜᆜ	
36     うつ症状に対する治療       37     1日8回以上の喀痰吸引	_ _			<u> </u>					ᆜᆫ		الـــا ر الـــا (	L									뉴		iLLL ILL		
38 気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態を除く。)	1									╬	الـــا ن 							╁	□		╬			╬	
39 劇傷(手術劇や感染劇を含む。)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巢炎、膿等の感染症に対する治療	_																	jĖ			j				
40 酸素療法(18を除く。)	]			Ī													ĪĒ				JĒ		ΙΘĒ		
41 86に該当、かつ、1~40(13を除く。)に該当しない場合	]																								
疾患・状態に係る医療区分3(スモンを除く)の該当有無	<b>☆</b>	1	2	3 4	5	6	7	8	9 10	0 11	12	13	14 15	16	17	18	19 20	0 21	22	23 2	24 25	; 26	27 2	28 29	30 31
疾患・状態に係る医療区分3(スモン)の該当有無	ŧ 📃		— L	—  —-					— L		. — .	—'L			. — '				. —				. — -	 	
処置等に係る医療区分3の該当有無	_		4	4					<u> </u>			_][				<u> </u>	$\exists                                    $				4			$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \perp$	
疾患・状態に係る医療区分2の該当有無 処置等に係る医療区分2の該当有無	_		ᆘ	<u> </u>			H		井		   	<u> </u>				<u> </u>	╬	╬			뉴			出出	
上記いずれにも該当しない場合(医療区分1)	_									扩	الـــا بـ 								   		<u> </u>				
81 脱水に対する治療	_ <del></del> _								ij		 ] [ ] [										Ī	<u></u>			
82 頻回の嘔吐に対する治療	Ī									ĪĒ							Í	jĒ			Ī				
83 発熱がある状態	]																								
84 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養	]																								
85 気管切開又は気管内挿管	_		_][	4					<u> </u>			_[				<u> </u>					JĽ		<u> </u>		
86 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態	<u></u>		<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	_ا¦لـ ⊓!ا		<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>  _				<u> </u>				
87 中心静脈カテーテル関連血流感染症に対しての治療	<u></u>		L	<u> </u>					<u> </u>	J!∟ ¬;;	الـــا ا اـــا	井	<u> </u>	]		<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>		
91 身体的拘束を実施している				- II	11	III I	Ш	H 11	- 11	H	11 H		Ш	H	Ш		- 11	111	11	H []	- 11	lil J	n II	II I	a lil

医療区分・ADL区分等に係る評価票(療養病棟入院基本料)

別紙8の2

年 月分

## Ⅲ ADL区分評価

【留意事項】	月初め(月の途中から入	、院又は転棟してきた場合し	には、入院又は転棟時)に	、必ず各項目に評価点(	0~6)を記入することとし、	その後ADLが変化した場合	合は該当日
に評価占を訂	アスすること かお 該当店	日以際に各区分のADIの3	を化がかければ記入しかく	ても良い。			

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	# '	#	#
a ベッド上の可動性																															
b 移乗																														$\prod [$	
c 食事																														$\prod [$	_
d トイレの使用													$\prod$																	$\prod [$	_
ADL得点(合計得点0~24)																														$\prod [$	

患者の状態像評価

【留意事項】月初め(月の途中から入院した場合には、入院時)に、必ずⅠ~Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「○」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなく

なった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。 疾患・状態に係る医療区分の評価 処置等に係る医療区分の評価 ADL区分の評価  $\blacksquare$ 医療区分3の該当項 医療区 分3 医療区分3の該当項 目数が1以上 医療区 ADI ADL得点 目数が1以上(スモン 23~24 区分3 分3 医療区分3の該当頃 医療区分3の該当項 目数が1以上 ADL得点 11~22 医療区 医療区 ADL 2 区分2 分3 分3 医療区分3の該当項 ADL 医療区 医療区 医療区分3の該当項 ADL得点 3 目数が1以上(スモン 分3 ポン 医療区分3の該当項 医療区分3の該当項目数 医療区 ADL 医療区 ADL得点 目数が1以上(スモン 0で医療区分2の該当項目 数が1以上 区分3 分3 医療区分3の該当項目数が 医療区 医療区 ADL得点 5 目数が1以上(スモン 0で医療区分2の該当項目 数が1以上 区分2 医療区分3の該当項 医療区分3の該当項目数: 医療区 医療区 6 目数が1以上(スモン で医療区分2の該当項目 ば1以上 分3 分2 区分1 0~10 <u>ドン</u> F療区分3の該当項 医療区分評価3・21 ずれの該当項目数も 医療区 ADL ADL得点 目数が1以上(スモン 区分3 分3 23~24 医療区分評価3・2し ADL ずれの該当項目数も 目数が1以上(スモン 区分2 分3 分1 <u>医療区分3の該当項</u> 医療区分評価3・2い 医療区 医療区 ADL ADL得点 9 区分1 分3 医療区 医療区分3の該当項 ADL 医療区 ADL得点 目数がOで医療区分 目数が1以上 医療区 医療区分3の該当項 医療区 ADL得点 日数がOで医療区分 目数が1以上 区分2 の該当項目数が1 医療区 医療区 医療区分3の該当項 ADL得点 12 目数がOで医療区分 目数が1以上 区分1 0~10 2の該当項目数が1 医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 医療区分3の該当項目数が ADL得点 23~24 13 分2 分2 区分3 2の該当項目数が1 医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 医療区分3の該当項目数か 0で医療区分2の該当項目 数が1以上 ADL得点 11~22 医療区 区分2 分2 2の該当項目数が1 医療区分3の該当項目数が 0で医療区分2の該当項目 数が1以上 医療区分3の該当項 医療区 医療区 ADL ADL得点 日数がOで医療区分 2の該当項目数が1 分2 分2 医療区分評価3・2い 医療区分3の該当項 医療区 分2 ADL 医療区 ADL得点 日数がOで医療区分 16 医療区分評価3・2し 医療区 医療区 ADL ADL得点 目数がOで医療区分 ずれの該当項目数も 区分2 2の該当項目数が1 医療区分3の該当項 目数が0で医療区分 医療区 ADL得点 18 ずれの該当項目数も 区分1 分2 2の該当項目数が1 医療区分3の該当項 目数が1以上 医療区 医療区 19 ずれの該当項目数も 区分3 23~24 医療区分評価3・20 医療区 20 げれの該当項目数も 目数が1以上 11~22 分1 分3 区分2 医療区分評価3・20 医療区分3の該当項 目数が1以上 ADL得点 0~10 医療区 医療区 ADL 21 区分1 分1 <u>。</u> 医療区分評価3・2し 医療区分3の該当項目数か 0で医療区分2の該当項目 数が1以上 ADL 医療区 医癖区 ADL得点 22 ずれの該当項目数も 分1 分2 -医療区分評価3・2し 医療区分3の該当項目数: 医療区 医療区 ADL ADL得点 23 ずれの該当項目数も で医療区分2の該当項目 区分2 分1 数が1以上 医療区 医療区 医療区分3の該当項目数が ADL ADL得点 24 ずれの該当項目数も で医療区分2の該当項目 0~10 医療区分評価3・2 医療区 医療区 25 ずれの該当項目数も ずれの該当項目数も 区分3 23~24 医療区分評価3・21 医療区分評価3・2し ADI 医療区 26 ずれの該当項目数も ずれの該当項目数も 分1 区分2 11~22 医療区分評価3・20 療区分評価3・2し ADL得点 0~10 ずれの該当項目数も 27 げれの該当項目数も 分1 区分1 医療区 医療区分3(スモン) ADL ADL得点 28 分3 医療区分3(スモン) ADL 医療区 ADL得点 29 区分2 分3 医療区 医療区分3(スモン) ADL得点 区分1 0~10

当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。

- ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院し 難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者
- イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患 者以外の患者に限る。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等 エ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
- \_\_ ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、 難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者
- イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者(仮性球麻痺の患 者以外の患者に限る。)(別表第五の二の患者は除く。)
- ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋 ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)(別表第五の二の患者は除く。)

褥瘡	の北	<b>犬態</b>	の	評	佂

【留意事項】ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点(深さの 点数は加えない)を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	(	6 7	7	8	9	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
DESIGN-Rの合計点(深さの点数は加えない)															Ī																	